

八王子市産業イノベーションプラン～Beyond 2030～（素案）及び
 （仮称）八王子市産業イノベーション条例（素案）について

1 報告趣旨

本市の産業振興の指針である「八王子市産業振興マスタープラン(第2期)」が令和5年(2023年)3月に計画期間の満了を迎えることから、新たに「八王子市産業イノベーションプラン～Beyond 2030～(以下「プラン」という。)」の策定を進め、素案をまとめた。また、プランとの整合性を図るため、「八王子市いきいき産業基本条例」を全部改正し、名称を「(仮称)八王子市産業イノベーション条例」(以下「条例」という。)に変更することから、これらの内容について報告する。

2 報告内容

(1) プラン（素案）

ア 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）まで

イ 概要

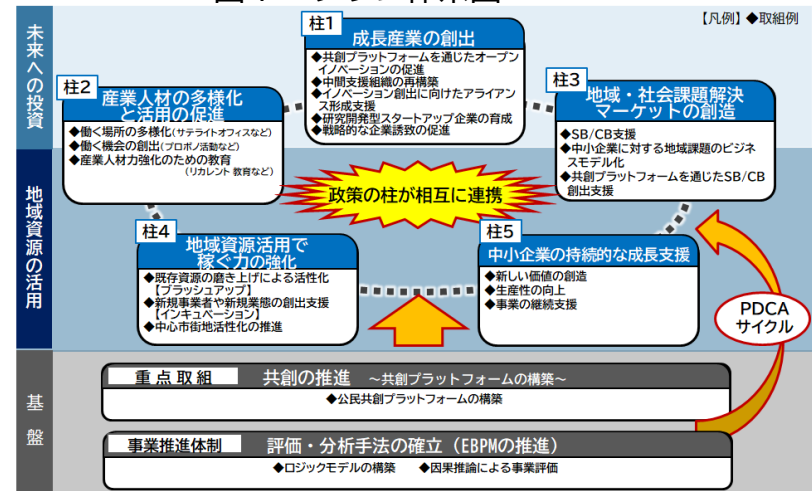
(ア) 基本理念（ビジョン）

知識・技術・人材が集い、新たな産業・新たなビジネスチャンス・新たな生活様式を創発する「イノベーション都市・八王子」の実現

(イ) 体系

2つの基盤の上に「未来への投資」及び「地域資源の活用」の視点による5つの施策の柱で構成（図1参照）

図1 プラン体系図



(ウ) 施策の構成

施策の柱・事業推進体制	基本施策
【重点取組】 共創の推進	【重点施策】 公民共創プラットフォームの構築
【柱1】 成長産業の創出	①共創プラットフォームを通じたオープンイノベーションの促進 ②中間支援組織の再構築 ③イノベーション創出に向けたアライアンス形成支援(MICE 推進を含む) ④研究開発型スタートアップ企業の育成 ⑤戦略的な企業誘致の促進
【柱2】 産業人材の多様化と活用の促進	①働く場所の多様化 ②働く機会の創出 ③産業人材力強化のための教育
【柱3】 地域・社会課題解決マーケットの創造	①ソーシャルビジネス／コミュニティビジネス (SB／CB) 支援 ②中小企業に対する地域課題のビジネスモデル化 ③共創プラットフォームを通じたSB／CB創出支援
【柱4】 地域資源活用で稼ぐ力の強化	①地域資源の磨き上げによる活性化 (MICE 推進を含む) ②新規事業者や新規業態の創出支援 ③中心市街地活性化の推進
【柱5】 中小企業の持続的な成長支援	①新しい価値の創造 ②生産性の向上 ③事業の継続支援
【事業推進体制】 評価・分析手法の確立 (EBPMの推進)	①ロジックモデルの構築 ②因果推論による事業評価

※ 詳細については、別添「八王子市産業イノベーションプラン～Beyond 2030～素案」を参照。

(2) 条例（素案）の概要

前 文	○条例制定の背景、産業振興に係る基本理念
目指す方向性	○公民共創の推進、成長産業の創出、産業人材の多様化と活用の促進、地域・社会課題解決型産業の創出、地域資源で稼ぐ力の強化、中小企業の持続的な成長支援
市の責務	○イノベーション創出による地域産業の活性化に向けた関係機関との共創など
関係者の役割	○商工会議所、商店会連合会、農業協同組合等の努力規定

※ 詳細については、別添「（仮称）八王子市産業イノベーション条例（素案）の概要」を参照。

3 パブリックコメントの実施

プラン（素案）及び条例（素案）について、次のとおりパブリックコメントを実施する。

- (1) 期 間 令和4年(2022年)10月11日（火）から11月11日（金）まで
- (2) 周知方法 広報はちおうじ10月1日号、市ホームページ
- (3) 閲覧場所 産業振興推進課、市政資料室、図書館、市民部各事務所、市民センター、市ホームページ
- (4) 提出方法 郵送、FAX、Eメール、窓口への提出

4 今後のスケジュール

- 令和5年(2023年)2月 条例改正案を令和5年(2023年)第1回市議会定例会へ上程
- 3月 プランの公表
- 4月 条例の施行